

枚方市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年（2020 年）6 月 11 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	漆	原	周	義
同	藤	田	幸	久

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 伏 見 隆

令和 2 年（2020 年）5 月 22 日付け土政第 118 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

令和 2 年（2020 年）5 月 22 日

3. 監査の結果に関する報告

令和 2 年（2020 年）3 月 27 日付け枚監査第 271 号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

（1）対象部局名及び指摘事項

《土木部 土木政策課》

○行政財産使用料に係る事務手続について

土木政策課では、土木部の所管施設に設置する自動販売機についての行政財産の使用に係る許可手続を行っている。

今回の監査において、電気使用料の請求に際して、担当者や専決者が代わっている中でも、組織的なチェック機能が全く働かないまま、明らかに誤った従前どおりの算定式を使用し続けたことから、7 年間にわたって設置事業者から電気使用料を少なく徴収していることが判明した。

今後は、決裁時におけるチェック体制を確立するなど、内部統制機能を整備し、適正に事務を執行するよう指摘する。

（2）措置内容

自動販売機の電気使用料の請求については、平成 24 年度分から 7 年間の差額分を令和 2 年（2020 年）2 月 19 日付けで設置事業者に請求し、令和 2 年（2020 年）3 月 25 日に納付が完了した。それにより、差額分全額の返還となった。

また、平成 31 年度（令和元年度）分の電気使用料については、子メーター 1 台につき 1 つのエクセルシートで電気使用料を算出するとともに、子メーターの検針を明瞭にするため、同エクセルシートに読み取り値の写真を添付するよう事務の改善を図った上で、令和 2 年 4 月 20 日付けにて、設置事業者に対し電気使用料の請求を行った。

今後、再発防止に向け、組織としてチェック機能を働かせ、内部統制機能を高め、適正な事務執行に取り組む。